

大阪府 令和5年度バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業 Q&A

令和5年4月14日現在

は、今回追加分です

質問	回答	質問日
1 共同体を設立する場合、構成員は法人でも個人事業主(製品開発コンサルタント)でもどちらでも大丈夫でしょうか？	共同企業体には、「バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業に係る企画提案公募要領」の1ページ「3 公募参加資格」に記載の要件を満たす、法人又は個人事業主の方が、構成員として参画していただけます。	4月12日
2 共同体を設立する場合、構成員はあくまでサポートする立場の為、プロジェクト期間は自社の製品開発につなげることはできないと思いますが、プロジェクト終了後(1年後)はその縛りが無く取引ができるのでしょうか？ ※完成品メーカーを想定 ※完成品メーカーの視点からのアドバイスを想定	本事業を受託される事業者の方には、本府の公的な事業として、バイオプラスチック製品のビジネス化をめざすプロジェクト組成の支援等を行っていただきます。 このため、本事業の仕様書の3ページ「5. 委託事業の一般原則」に記載のとおり、業務の遂行に当たっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけることや、本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については本府に帰属することとしています。 ご質問で想定される、共同企業体の構成員が、 ・本事業期間の終了後に本事業の成果等を活かして自社の製品開発をされる場合 ・本事業の業務としての商談支援をされる中で、自社に対する引合いを引き受ける場合 については、いずれも、本府に帰属する情報を活用し、共同企業体自身がビジネスメリットを得ていると考えられ、客観的に、公正かつ中立的な業務なのか疑念を抱かれる恐れがあることから、適切ではないと考えています。	4月12日
3 共同体の構成員が完成品メーカーの場合、商談の中で構成員に対してPRが来る事が想定されますがその場合の引合いは引き受けてもよろしいでしょうか？	ご質問で想定される、共同企業体の構成員が、 ・本事業期間の終了後に本事業の成果等を活かして自社の製品開発をされる場合 ・本事業の業務としての商談支援をされる中で、自社に対する引合いを引き受ける場合 については、いずれも、本府に帰属する情報を活用し、共同企業体自身がビジネスメリットを得ていると考えられ、客観的に、公正かつ中立的な業務なのか疑念を抱かれる恐れがあることから、適切ではないと考えています。	4月12日
4 人件費の計上できる制約詳細	本事業の委託上限額の範囲内であって、本事業の業務に直接従事される時間に関わる人件費であれば、計上できる金額に制約はありません。	4月13日
5 各応募企業が本業がある中で、最低1週間に何時間以上バイオプラスチックビジネスマッチング事業に時間を費やすべきか	本事業の遂行にあたり最低1週間に何時間以上費やすべきという制約はありません。しかし、本事業の仕様書の「2. 委託業務の内容」を遂行するために必要な人員体制を確保のうえ、業務を実施していただく必要があります。	4月13日

<p>6 委託費はどのタイミングで請求できるか (例. 中小企業、スタートアップ企業の資金繰りの懸念)</p>	<p>本事業の委託費は、本事業の公募要領の8ページ「8 契約手続きについて」(2)に記載のとおり、精算払いとしています。具体的には、仕様書に記載の、本委託業務の履行期間（契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで）の終了後、府に最終報告書や収支内訳のわかる書類など成果品をご提出いただき、府が完了検査を行います。検査合格後に、受託者から府に対して委託費を請求いただき、お支払いする流れとなります。</p> <p>なお、公募要領の8ページ「8 契約手続きについて」(7)に該当する場合を除いて、「8 契約手続きについて」(6)に記載のとおり、この契約の締結と同時に、府に対して、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付する必要がありますので、ご注意ください。</p>	<p>4月13日</p>
<p>7 大阪に事業所がある場合は委託先（イベントなど）は本社が別都道府県でも問題ないか</p>	<p>本事業の受託者及び再委託先の事業者について、本社及び事業所の所在地に制限はありませんが、仕様書3ページ「5. 委託事業の一般原則」(3)に記載のとおり、原則禁止としており、必要が生じた場合は事前に府と協議いただき、その決定に従ってください。</p> <p>府としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の主要な部分を再委託すること。 ・契約金額の相当部分を再委託すること。 <p>のいずれにも該当しない場合で、やむを得ないと認める部分を除き、承認していません。</p> <p>例示された「イベント」は、仕様書の「2 委託業務の内容」(1)①の、事例紹介セミナーやニーズ商談会などを指しておられるものと考えますが、府としては、プロジェクト組成を支援する、本業務の主要な部分にあたるかと考えているので、業務の一部を再委託される場合についても、事前に府と協議をお願いします。</p>	<p>4月13日</p>
<p>8 委託先企業は営利企業が想定される為、会社として利益を生み出す必要があると思いますが、プロジェクトなどが成立した場合に委託先企業にも補助金は入る仕組みでしょうか。 もしくはそれぞれパートナー企業の見積を取りまとめる際に利益（付加価値）を載せて提出ができるのでしょうか。</p>	<p>本事業の受託者に対して、契約業務の完了後に府がお支払する金額は、府との契約金額となる、本事業の委託上限額の範囲内で府にご提案いただいた金額です。</p> <p>お示しの「プロジェクトなどが成立した場合に委託先企業にも補助金は入る仕組み」はありません。</p> <p>応募書類の応募金額提案書（様式3）については、内訳に例示のとおり、本業務に必要な経費を項目ごとに積算いただき、ご提出下さい。</p>	<p>4月14日</p>
<p>9 例えばビジネスマッチングの促進の為に「簡易的なシステムを作った場合」、事業が終わった後に引き継いで事業を行うことは可能でしょうか。（実質ビジネスマッチングを促し製品開発を促す為にはその後のサポートも必要である為） 買取であれば可能など条件つきも踏まえご回答願います。</p>	<p>本事業の仕様書の3ページ「5. 委託事業の一般原則」に記載のとおり、本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については本府に帰属することとしています。</p> <p>このため、本事業の業務で作成された「簡易的なシステム」や、本事業の業務を通じて得られた個人情報等を、本事業の履行完了後に引き継いで事業を行うことはできません。</p>	<p>4月14日</p>

※なお、本事業へのご質問については、公募要領5ページに記載のとおり、令和5年4月18日（火）午後5時まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）産業創造課ホームページで回答いたしますが、ご質問の内容に適切に対応させていただくため、回答時間のご指定には応じられませんので、ご了承ください。